

【介護予防支援及び第1号介護予防支援事業 重要事項説明書】

この重要事項説明書は厚生労働省令第37号第4条の規定に基づき、事業者がサービス提供の開始にあたってあらかじめ説明すべき内容を記したものです。

あなたが利用しようとしている介護予防支援サービスについて、サービスを利用する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

介護予防サービス及び介護予防生活支援サービス事業は、介護保険法令に従い、ご利用者が居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者がサービスを受けるに必要な介護予防サービスを提供いたします。

(2) 運営の方針

- ① ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し支援いたします。
- ② ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮し支援いたします。
- ③ ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、ご利用者に提供されるサービスが、特定の種類、業者に不当に偏ることのないように、公正中立に行います。
- ④ 事業の実施にあたっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 当事業所の概要

事業所名	酒田市地域包括支援センターにいだ
所在地	〒998-0864 酒田市新橋二丁目1番地の19
指定番号	山形県第 0600800023 号
事業実施地域	第2圏域 (浜田・若浜・飛島学区)

3 当事業所の職員体制

職種	資格	専従	兼務	計	職務内容
管理者・社会福祉士	社会福祉士		1	1	相談・予防プラン作成
保健師等	保健師		1	1	同上
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員		1	1	同上
生活支援コーディネーター	社会福祉士		1	1	同上

4 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 (但し日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までは休日)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで (但し土曜日は午前8時30分から正午まで)
緊急連絡先	0234-22-2640

5 介護予防支援の提供方法及び内容

(1) 利用の申込

直接来所されるか、電話等でお申込ください。担当職員がお伺いいたします。初回訪問時もしくはご利用者及びご家族から提示を求められた場合は、身分証明書を携行しこれを提示します。

(2) 総合事業、及び要支援認定の申請及び更新

総合事業・要支援認定の申請が行われているか、また、更新の必要があるかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、被保険者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行い、更新が必要な場合は、有効期間が満了する1ヶ月前に行われるよう必要な援助を行います。

(3) 介護予防サービス支援計画の作成

介護予防サービス支援計画の作成を委託されたときは、ご利用者の保険証により被保険者資格と総合事業対象者、及び要支援認定等の有無、認定区分と要支援認定等の有効期間を確かめ、ご利用者もしくはそのご家族の意思を尊重し、かつ、保健医療サービス、福祉サービス等の提供事業者者と連携して、総合的、効果的にサービスの提供を受けられるよう介護予防サービス支援計画の作成を行います。

なお指定介護予防サービス事業者等について、ご利用者及びそのご家族は担当職員に対して、複数の事業者を紹介するよう求めることができます。また、指定介護予防サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。

(4) 介護予防サービス支援計画の実施状況の把握

介護予防サービス支援計画の作成後においても、ご利用者及びそのご家族、指定介護予防サービス提供事業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス支援計画の実施状況の把握及びご利用者の課題把握を行い、必要に応じて介護予防サービス支援計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行います。

(5) 住宅改修の支援

住宅改修支援事業委託契約を締結している市町に在住するご利用者が住宅改修を希望する場合は、事前に住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成し、申請手続きの代行を行います。ただし手数料等については所轄市町が負担いたします。

6 業務の委託

あなたの同意により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。委託する場合、指定居宅介護支援事業者名、担当職員名は別途お知らせします。

委託する場合は、サービスに関するお問い合わせ、不明な点等の連絡は、委託先の担当職員が窓口になります。

法令等に基づき、業務を指定居宅介護支援事業者に委託する場合においても、業務が適切に実施されるよう、「介護予防サービス支援計画原案」の内容を確認するとともに、必要に応じ指定居宅介護支援事業者に助言・指導を行います。

7 医療との連携

ご利用者が、病院または診療所に入院する必要がある場合、ご利用者またはそのご家族は担当職員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所にお伝えください。

8 利用料金

(1) 介護予防支援費は、予防サービスの提供開始以降1ヶ月あたり別紙の金額となります。ただし、法定受領により当事業者の介護予防支援に対し予防給付が支払われる場合、ご利用者の自己負担はありません。尚、利用料金が改定された場合は、別紙の利用料金表の差し替えをいたします。

※高齢者虐待防止措置未実施及び業務継続計画未実施の場合は減算になる場合があります。

(2) 介護保険適用の場合においても、保険料の滞納等により、法定受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦1ヶ月当たりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日ご利用者の居住する市町の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(3) 交通費について、当事業所の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料となりますが、それ以外の地域の方は、介護支援専門員がご利用者を訪問するための交通費の実費が必要となる場合もあります。

9 サービスの内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所の介護予防支援に関する相談・苦情及びサービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情については、下記担当者が承ります。

担当者名	酒田市地域包括支援センターにいだ所長 涌井 麻記
電話番号	0234-22-2640
受付時間	午前8:30 ~ 午後5:15

(2) この他、市や国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることができます。

酒田市役所高齢者支援課 電話 0234-26-5732

山形県国民健康保険団体連合会 電話 0237-87-8000

10 当法人の概要

名 称	社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会
代 表 者	会 長 桐 澤 聡
所 在 地	〒998-0864 酒田市新橋二丁目1番地の19
電話・FAX	TEL：0234-22-2640 FAX：0234-24-6299

11 その他

契約書及び本書面に定められていない事項について問題が生じた場合は、事業者は契約者と誠意をもって協議いたします。

介護予防支援サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づき、重要な事項を説明いたしました。		
事 業 者	所在地	〒998-0864 酒田市新橋二丁目1番地の19
	名 称	社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会
	説明者	酒田市地域包括支援センターにいだ 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援サービスについての重要事項の説明を受けました。		
ご 利 用 者	住 所	〒
	氏 名	印
代 理 人	住 所	〒 —
	氏 名	印 (ご利用者との関係:)